

### 第3回山形県夜間中学在り方検討委員会

●出席者 夜間中学在り方検討委員9名（欠席：金沢委員）、事務局員

●協議（夜間中学の在り方についての報告書（骨子案）について）

<事務局説明>

山形県の夜間中学の望ましい在り方について報告書を作成するため、本検討委員会としての意見内容を取りまとめることが目的である。

委員会として報告書を作成するにあたり、これまでの検討委員会の中で、委員それぞれの立場から多くのご意見をいただいてきた。委員会として報告書を作成するにあたり、先ずは柱立てしたうえで、会議でいただいた意見を柱ごとに整理した骨子を作成し議論した方が、これまでの議論の見える化が図られ、意見が足りない部分、或いは修正が必要な部分が分かり易くなり、より委員の考えが反映された報告書が作成できると考えた。

今回は、この骨子案について検討いただき、これらを取りまとめた報告書の確認のため、もう一度本会を開催し、各委員には改めて報告書の文言を精査していただく。

○ 本県における夜間中学設置の必要性について	
濵江委員長	具体的な検討に入る前に、今回の協議における各委員のこれまでの発言から、最初に、本県において夜間中学を設置していく必要があるということについて確認したい。
各委員	(異議なし)
濵江委員長	異議ないことから、骨子案について協議を進めたい。
1 夜間中学の背景・経緯	
2 夜間中学の現状	
濵江委員長	ここについては、本委員会で1回目、2回目に資料として提示されたものという認識であり、事実関係を記載しているという部分である。 山形県の現状、全国の設置状況、政府の方針等について、骨子案のような方向で報告書を記載するということでおろしいか。
各委員	(異議なし)
3 本県における夜間中学の在り方の方向性	
(1) 目指す学校の姿	
栗田委員	前回までの話し合いの内容を3項目記載しているが、内容はこの通りでいい。 個人的には、特に「様々な年代層の生徒が集まり、多様な学びを進められること」、この部分を中心に文章化すれば、私たちの協議内容が反映されると考える。
片倉委員	記載されている主な意見については異論なし。 ただし、学校の出口について、全ての課程を修了すると卒業が認定されるということだが、その認定の方法はどのようにするのか知りたい。
吉田委員	今まで議論していたことの内容はおおよそ入っていると思うので、これでよろしいと思う。

高瀬委員	意見が骨子案にまとまっており問題ない。 入学対象者についてもう1回確認したい。
加藤委員	この内容でまとめることで賛成。 特に、「学びたいと思った時に学び直しができること」というところが大切だと考える。加えて、卒業後のことも考えた対応も視野に入れるべきである。
佐藤委員	この3項目でまとまっていると思うので、具体的にまた皆さんと相談しながら細かいところを確認したい。
安達委員	前回まで参加した会議の内容が骨子案にまとまっていると思う。 内容として、「学ぶ機会を取り戻すことができる」というところも大事で、この言葉が入っているのがとてもいい。
瀧江委員長	文言についてはこれから吟味するが、概ねこの3つの柱で、まずは7教振にもあるとおり、県民一人ひとりがウェルビーイングということを意識し、一人ひとりが幸せであるということ、そして充実した生活を送ることが大切だと考える。特に夜間中学における学びを通して前進する、あるいは育っていく、そして多様な仲間と共に向き合い学び合う、そして学ぶ楽しさを実感する、そういう学校ということでまとめたいが、よろしいか。
各委員	(異議なし)
瀧江委員長	今、学校の出口のとしての認定方法、それから入学対象者についてお話をいただいた。後に議論する場があるので、またその場で話をしたい。
3 本県における夜間中学の在り方の方向性	
(2) 設置主体	
加藤委員	夜間中学の設置主体については、市町村で細かく対応できる部分はありながらも、やはり県で設置が妥当だと思う。
佐藤委員	前回の会議でもこの話が出ていたが、やはり県で最初に音頭を取って設置を進めていくのがいい。
安達委員	まずは県で設置を進めていくといいと思う。
高瀬委員	この通りでいいと思う。
吉田委員	ノウハウとしては、中学校を運営している都合上、市町村で運営する長所があるが、市町村は、夜間中学を運営するところに難点がいくつかある現状であるため、県でパイロット的にまず始めるという方向でいかがか。提案という形になると思うので、骨子案に記載されていることでいいと思う。
片倉委員	設置主体が県なのか市町村なのかということについては、市町村は体力的に厳しい部分があり、県が妥当であろう。 県立とした場合、県立の夜間中学校だけではなく、他の組織がこれから立ち上がりてくる可能性もある。例えば、先日の新聞報道にもあった米沢・置賜地域で自主夜間中学が立ち上がり、来月末には説明会が実施されるようである。 そのような組織が県内に少しづつ出来てくるならば、県立て1校、中心的な役割を据えることが望ましい。

栗田委員	事前調査から、市町村から夜間中学の設置の意向がない中で、市町村に設置をお願いすることは難しい。まずは県で設置、次に市町村が設置できるような体制になればいい。
瀧江委員長	<p>夜間中学の設置主体について皆様の意見をまとめると、まず、本来であれば教育課程のノウハウを持っている市町村が望ましいが、現在、残念ながら市町村での設置はなかなか難しいという意向がある。</p> <p>それを受けとると、県でパイロット的に1校を設置する。そして、これから増えるであろう、あるいはニーズが増すだろう市町村に、ノウハウを知らせていくという形でよろしいか。</p>
各委員	(異議なし)
瀧江委員長	まず、ノウハウの蓄積というところを大切にしたいという意向をぜひまとめてほしい。
3 本県における夜間中学の在り方の方向性	
(3) 設置場所	
片倉委員	骨子案の通りだと思う。
佐藤委員	県全体を対象とするのなら、遠方の方は山を越えて通学することがなかなか難しいので、サテライト型のような設置場所も考えられるのではないか。
瀧江委員長	<p>多様な学びということから、まず意見を伺いたい。</p> <p>また、実現可能かどうかについては、場所、教員配置、設備などの条件があるが、サテライトあるいはオンラインなど、様々な工夫が生まれてくると思う。報告書を作る際に条件や工夫について吟味していただきたい。</p> <p>骨子案に記載している通り、駅が近い、バス停がある、あるいは駐車場があるという立地について各委員から意見をいただいた。</p> <p>また、夜間であるということも考えた時に、立地と同時に、アクセスがいいこと、公共交通機関を利用できること、それから送迎を想定した場合に駐車スペースということもあるのではないか。通学のしやすさがここで特に文言として入ってくると思う。</p> <p>また、佐藤委員からいただいたサテライト等、工夫についても、今後考えていく、このようにまとめてよろしいか。</p>
各委員	(異議なし)
3 本県における夜間中学の在り方の方向性	
(4) 入学対象者	
瀧江委員長	<p>検討委員会の主な意見としては、「ニーズを確かめながら進める方がよい」「母国で義務教育を終えた方も対象にしたい」「外国人は母語が多種になり、設置者による準備が必要となる」「不登校だった方の学び直しの場として必要である」という意見をいただいた。</p> <p>先ほど高瀬委員から入学対象者についてもう一度確認したいということについて、骨子案に4つが掲載されているが、いかがか。</p>

栗田委員	第4期の教育振興基本計画では、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割となっている。学齢生徒、現在中学校に在籍している不登校の子どもたちが、もし希望があれば夜間中学に通えるよう、入学対象者に含まれる形となればいいと、個人的には思っている。	
瀧江委員長	骨子案に記載している意見の他に、現在中学校で学んでいて、例えば不登校である学齢期の子どもも通えるように、という意見があつたが、いかがか。	
安達委員	特に、この選択肢が増えるという点で、今在籍している学校でなかなか学びが難しい子どもが広く受け入れられるといいと思う。 在籍している学校との連携といった部分はかなり大事になってくると思うし、たくさんの大人の目で、そういった子どもたちを見る能够があると思うので、学校との連携も含めて、対象に入れていただけるとありがたい。	
瀧江委員長	これまでの議論をまとめると、まず、様々な理由により中学校を卒業できなかつた方、不登校などで当時十分に学ぶことができないまま中学校を卒業した方、日本の義務教育を受けることを希望する外国籍の方について、まずニーズを見ながら進めていくということで確認をさせていただいた。 学齢期の生徒、今まさに中学校で不登校であるという生徒については、事務局から何か事例はあるか。	
事務局	全国の事例では、まだ少数のようである。今後さらに情報収集していきたい。	
瀧江委員長	今まさに中学生であるという方については、学校との連携を整えていく必要もあると思うので、学齢期の生徒については含みを持たせながら、まず、今後設置する夜間中学については、要望等は検討する。 報告書については検討中の県もあるということでいかがか。	
各委員	(異議なし)	
4 県として引き続き検討すべき事項		
(1) 設置に向けて留意すべき事項		
瀧江委員長	学年や学級の考え方を検討し、学習歴を見て編制するということも話になつた。学年、学級という仕切りもあるが、コースもある。例えば、高校進学を目指す、または、中学校の学力をつけ、そこから就労に向かうということもあるのではないか。出口も見据えたコース制や柔軟な対応も考えるという話もあった。 高齢者、若者、外国人、他学年と一緒に学び合うことのよさもあるという話題になった。 課題を抱えている生徒も想定されるため、できるだけ小規模での運営がいいのではないか、そして個別の配慮が必要であるという話にもなつた。例えば、音が苦手とか、今は人と向き合うことができなくとも学校には行きたいという生徒がいる場合、無理して1つの教室に入れるというのではなく、仕切りやクールダウンするようなスペースを作るという配慮が必要という話だった。 入学時期、修業年限についても意見をいただいたが、まず今は状況を見ながら、ということも話題になった。 ハイブリッドやオンライン授業についても意見としていただいた。	

	学齢生徒の受け入れについてはいかがか。基本的に市町村の適応指導教室等との兼ね合いや連絡調整などを考えた時に、開校したばかりの時にはなかなか難しいのかかもしれない。まずは状況を見て、今後の検討課題に盛り込めればと思うが、いかがか。
加藤委員	<p>学齢期で不登校の子どもたちの理由は非常に多様だと思う。</p> <p>例えば、学びたいという気持ちがあるのかという点や、不登校の理由がその子その子で多様にあり、学びたくても学べない、学校に行けない、という子どももいるが、それ以上に気持ちの発達といったところでの悩みを抱えている子どもも非常に多い。</p> <p>ニーズや学びの場を広げることに関しては賛成ではあるが、学び直しの必要性を感じている方が学ぶ場という意味で夜間中学はあった方がいいと思うので、学齢期の子どもを入学対象者としないことでいいと考える。</p>
瀧江委員長	<p>学び直しをまずは大切にという意見をいただいた。</p> <p>全国的に学齢期の子どもを夜間中学の対象としているかどうかの全国の状況等について、紹介していただきたい。</p>
江口委員	<p>今、夜間中学に学齢期の生徒が正規に入学できるのは、香川県三豊市の高瀬中学校の夜間学級だけと記憶している。そこには、少人数の1人、2人の学齢期の不登校だった子どもが、親の送迎で通学し、高校に進んだと伺っている。しかし、事例としてはごく限られている。</p> <p>最近注目されているのが、京都市の洛友中学校が先進事例となるが、学びの多様化学校と夜間中学を併設するケースがある。</p> <p>ただし、これは夜間中学に学齢期の不登校の子どもが通えるということではなく、夜間中学と学びの多様化学校を併設しているが、制度としては別である。</p> <p>不登校の子どもの問題は在籍校でのサポートを基本としながら、学びの多様化学校設置を検討するという方が現実的かと感じる。</p>
瀧江委員長	<p>在籍校を第一としながら、その子は何を今クリアしなければいけないのか、それは学びなのか、今向き合う自分なのか、あるいは様々な理由なのか。それらを取り除く環境調整をしていくことが必要とも考えられる。</p> <p>まずは、これから設置しようとする夜間中学については、設置後に様々な部分を広げていく。例えば、教員の配置がある。先ほど申し上げたコースなども多様になり、対応が複雑になってくるということを考えると、今後の課題ということにさせていただき、先ほど整理した内容で進めたいと思うが、いかがか。</p>
各委員	(異議なし)
瀧江委員長	<p>先ほど、山形県の場合、まずはパイロット的に県立で設置という整理をした。</p> <p>全国の夜間中学は市町村立が多いと思うが、県立で設置することについて、難しさやよさを教えていただきたい。</p>
江口委員	教育機会確保法が成立するまでは中学校の学級や分校という位置付けしかなかったので、基本的には市町村が既に設置済みの中学校にプラスするイメージだつ

	<p>た。教育機会確保法成立以降、県立での設置や独立で夜間中学設置もできるようになり、その後設置された夜間中学は県立も多い。</p> <p>そのことから、県立がとても難しく、市町村立が絶対いいということはないと言ふ自身は受け止めている。</p> <p>山形県が県立で進めるという方針自体には賛同。現実的にその市町村の力量、余力の問題から、県でまずは進めるやり方をされているところが多いと思う。</p>
濵江委員長	<p>まずは県立でというところを大事にしていければと思う。</p> <p>では、設置に向けて留意すべき事項について、報告書に盛り込むとすれば、「開校当初からフル装備でというのではなく、まずニーズを見ながら、確かめながら、そして子どもを真ん中に置いて進めていくことを大事にしたい。」という一文を添えたいがいかがか。</p>
各委員	(異議なし)
4 県として引き続き検討すべき事項	
(2) 関係機関との連携	
濱江委員長	<p>若者サポートステーション、国際交流、多文化共生等との連携が必要であるということ、定時制・通信制高校、商工関係団体との連携も必要であるということ、市町村に設置されている適応指導教室、公民館等との連携も必要ということが挙げられている。</p> <p>この関係機関との連携について、他に意見、補足等はあるか。</p>
栗田委員	<p>&lt;新庄市の教育支援センターにおける、関係機関等への配慮等について&gt;</p> <p>一番大事に思っていることは、在籍している小学校、中学校との連携である。情報をしっかりと担任の先生や校長先生に伝えている。</p> <p>在籍校の担任の先生が見学やサポートのために来る、そのような場を大切にし、いつか学校に戻れる体制を整えることが一番大事。体育の時は、生徒は体育館で活動をしている。</p> <p>今後さらに学校と連携を深めながら、不登校の子どもたちをなるべく多く救っていく形を整えられればと思っている。</p>
濱江委員長	<p>私も現役時代に本当に助けていただいた。</p> <p>センターはそういったノウハウを持っているので、大事にしていきたい。</p>
佐藤委員	<p>&lt;国際交流的な視点から&gt;</p> <p>県内でも全国的にも外国出身の方が非常に増えており、その方々の生活サポートとともに、本当に生活に必要な言語について学ぶ機会が非常に少ないので現状である。関係者、国際交流協会や日本語教育に携わる方々とも連携が必要であるとしていただきたい。</p>
高瀬委員	<p>&lt;若者サポートステーションの立場から&gt;</p> <p>先ほどコース制の中で就労コースなどの話をしたが、夜間中学のカリキュラムの中に必要に応じて、就労に対する説明の時間や、あるいは様々な体験ができるなどといった時間を設けていただきたい。</p>
吉田委員	<定時制・通信制高校の運営の観点から>

	<p>夜間に学校を運営している観点からは、先生方と交流を持って意見交換、ノウハウの共有はお互いのためになると思う。</p> <p>例えば、先ほどサテライトなどの話があったが、通信制ではサテライトをやっているので、意見、現状を話すことはできる。</p>
片倉委員	<p>&lt;教育委員会のサポートという観点から&gt;</p> <p>不登校対策では、本町（川西町）の教育支援センターが中心となっている。</p> <p>ただし、それはあくまでも町として設置しているものであり、全ての不登校傾向の子どもがセンターを望んでいるわけではない。ある部分については民間の機関の方が自分に向いているということもあるので、まさに骨子案に書いている連携や調整が一層必要になってくる。</p> <p>この夜間中学校にしても、県が責任を持って全ての機能を備えてというのは一度には不可能に近いことかもしれない、県と民間の連携がより必要になる。</p>
安達委員	<p>&lt;民間施設を運営している観点から&gt;</p> <p>今のフリースクールに在籍している子どもには、学校に在籍しながらフリースクールを併用している子どももいるが、1か所だけで何かを完結するということではなく、地域の教育支援センターの先生、学校の先生、フリースクール、進学先として通信制・定時制高校も関わることが近年非常に増えている。その都度、ニーズに合わせた連携になると思うが、地域の関係者の連携はかなり重要なと思う。</p> <p>先ほど意見にあった出口の部分でも、サポートステーションとの連携も非常に重要になってくる。</p>
加藤委員	<p>&lt;中学校の観点から&gt;</p> <p>子どもが中学校を卒業して、中学校の時に関わっていただいたところとの連携を継続している高校もあるとは思うが、なかなか難しいと思う。</p> <p>ただ、今までの様々な話を伺うと、夜間中学だけで何かをしていくことは非常に難しいと感じるが、困った時などに様々な意見をもらえたり相談できたりする場所を、その時にニーズに合わせながら連携を広げていくことは必要である。</p>
江口委員	<p>定時制・通信制高校など進路に関わるような連携もあれば、潜在的な入学希望者とどう繋がっていくのかなど、様々な角度からの連携がある。</p> <p>1つは、福祉関係の部署との連携で、生活保護の担当者や生活困窮者の支援制度の担当者に夜間中学を知っていただくことは、かなり具体的に繋がる可能性があると思う。</p> <p>もう1つは、注目されながら、まだ最近繋がりきれていないケースとして、刑務所の出所者の社会的復帰支援がある。出所者の中には読み書きなどの学力が難しいまま社会に復帰していくケースがある。非行少年たちのサポートをする中で、低学力の問題が背景にあるという話もある。</p> <p>今後視野に入れていただけると夜間中学の役割として幅が広がる。</p>

瀧江委員長	<p>今、委員の皆様からいただいたように、本当に様々な形で、様々な角度で、様々な方から、夜間中学が連携のきっかけになるということを考えしていく必要があると思った。</p> <p>また、加藤委員の意見にあるように、夜間中学が何もかも出来るわけではないが、様々な方からの支えや何重もの縁をその一人の子どもに用意していくということも、夜間中学が支援のきっかけになるとえたところである。</p> <p>いただいた意見をまとめると、本当に様々な機関と密接な連携を、そして夜間中学の担当の方がこうした支援の輪を知るということ、その担当になる方の支えにもなっていくとまとめたいが、よろしいか。</p>
各委員	(異議なし)
4 県として引き続き検討すべき事項	
(3) 夜間中学の理解促進に向けた広報・周知	
瀧江委員長	<p>検討委員会で出た意見は2つ。県民の理解を得るために周知をしてほしいという意見、市町村への情報提供、情報発信が重要であるという意見である。</p> <p>事務局としては、どういった日程か説明いただきたい。</p>
事務局	<p>可能な限り早く夜間中学を設置する場合の例としては、令和8年の夏頃に周知した上で、相談会を開催することが考えられる。</p> <p>入学希望者の学習歴については、面談でないとなかなか測れないことが考えられる。</p>
瀧江委員長	丁寧に、その部分については時間をかけて、保護者や家族、本人も含めて面談をする必要があるとなると、夏頃に周知の予定であれば、令和8年度末頃には、どんな学校にするか、どこに作るか、どこに設置するかといったことについて動きがあると思う。周知に関して、事務局はどう考えるか。
事務局	まだ具体的にこれをすることは決まっていない。今回のニーズ調査をした際には、チラシ、SNS、テレビ、ラジオ等を使ったが、それでもなかなか行き渡っていない状況だったので、さらに工夫をして、周知方法を検討していかなければならないと考える。
瀧江委員長	広報の方法には、「県民のあゆみ」などの広報誌もある。これから特段の努力をしていただく方向でまとめていきたい。
事務局	今の「4 県として引き続き検討すべき事項」だが、前回まで話し合っていたいたい開校時期や学校規模についても、県として引き続き検討すべき事項に盛り込ませていただきたいと考えている。
瀧江委員長	これまでの議論で話題にしてきたことなので、お願いしたい。 骨子案については以上のような形でまとめたいが、いかがか。
各委員	(異議なし)
瀧江委員長	片倉委員からの質問で、夜間中学の教育課程を修了すれば卒業を認定するという仕組みだが、江口委員に認定の方法についてお聞きしたい。
江口委員	卒業の認定というのは非常に難しいことである。

	<p>日本は年齢主義で、一般的な中学校は、基本的には3年間を終えれば卒業認定する。年齢層が多様な夜間中学校の場合、卒業の認定をするのは校長になるので、一律の基準があるわけではなく、それぞれの学校や地域での合意や慣習の中でされているのが実態である。</p> <p>その中でどのような要件かについては、学力で基準を設け、例えば試験を合格しなければならないという方法を採用している自治体はない。</p> <p>基本的には、総合的な学びの状況とその次のステップ、進路に向けた見通し等、面談を経ての判断となる。例えば、高校に行っても、ある程度ついていけるだろうという見立てである。</p> <p>一方、もう1年、夜間中学でしっかりと力をつけた方がいいだろうという見立てになる場合もある。生徒と個別に相談をしながら高校へ進学するというイメージを持っていただけといい。</p> <p>高校進学をしないパターンでは、例えば、高齢の方に関しては、本人の希望や体調も含めて、そろそろ卒業しますか、という話になったり、生涯学習で公民館などの他の学習する場につないだりしながら卒業を決めている。進学者以外は、地域社会にうまくつないでいけるとよい。</p>
瀧江委員長	<p>では、「夜間中学の理解促進に向けた広報・周知」については、県民の皆様の理解に向けて、県が方法を検討していくことでまとめていく。</p> <p>以上で、骨子案を基に報告書の作成に向けた方向性の確認は終了したいと思うが、よろしいか。</p>
各委員	(異議なし)
○ 協議のまとめ	
瀧江委員長	<p>今日この場で話し合われたこと、また、これまでの話し合いの中で各委員からいただいた意見を基に、事務局の方で報告書の案として文章という形でまとめていただき、次回までお示しいただきたい。</p> <p>次回は、報告書の細部について各委員からご覧いただき、本委員会としての報告書を完成させたい。</p>